

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小笠原村は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

東京都小笠原村長

## 公表日

平成27年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法に基づき、住民から提出される届出・申告の情報、法人・年金保険者から提出される報告書の情報、税務署に提出される申告書などの情報を基に、住民税額を算出し、賦課徴収している。また、納税義務者等からの申請により、住民税情報に基づく課税・所得・納税の状況を証明している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①個人住民税の賦課・徴収事務</li><li>②①のための照会・調査事務</li><li>③課税・非課税証明書、所得証明書、納税証明書の発行事務</li><li>④法令に基づく課税・収納状況の照会・調査の回答事務</li><li>⑤口座振替処理にかかる事務</li><li>⑥収納状況、滞納者の管理事務</li><li>⑦督促及び催告事務</li><li>⑧滞納処分にかかる事務</li></ul> <p>上記事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の連携を行う。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 住民税課税支援システム</li><li>2. 住民税システム</li><li>3. 収納消込／滞納管理システム</li><li>4. 団体内統合宛名システム</li><li>5. 地方税ポータルシステム</li><li>6. 国税電子申告・納税システム</li><li>7. 中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税賦課台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項</li><li>2. 別表第一省令第16条及び第30条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項・番号法第9条第3項</li><li>・番号法第19条第8号</li></ul></li><li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第16条</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政課税務係
②所属長	財政課長 江尻康弘
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小笠原村 財政課税務係 〒100-2101東京都小笠原村父島字西町
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小笠原村 財政課税務係

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

